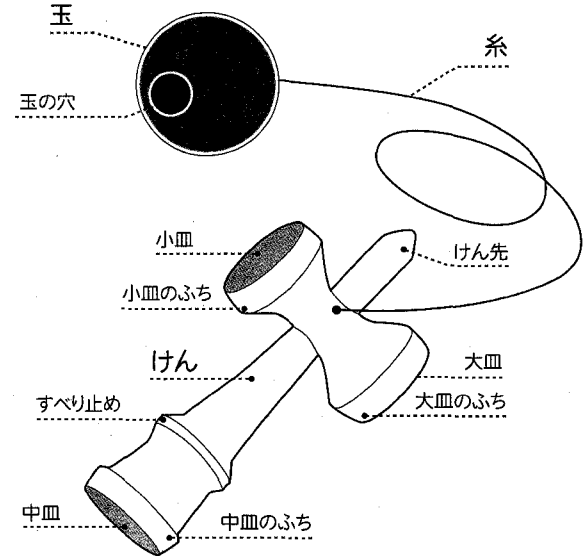


けん玉道 級位認定表



■ 級位認定表 ■

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
種目	大皿	小皿	中皿	ろうそく	とめけん	飛行機	ふりけん	日本一周	世界一周	灯台	もしかめ (回)
級											
十級	1										
九級	2	1									
八級	3	2	1								
七級		3	2	1							
六級			3	2	1						(4)
五級				3	2	1					(10)
四級					3	2	1				(20)
三級						3	2	1			(30)
二級							3	2	1		(40)
一級								3	2	1	50



「級位受審解説」

- ① 級位の認定を受けるときは、「協会認定競技用けん玉」を使用すること。試技の種目により、使用けん玉(同上)を使い分けることは認める。
- ② 受審は、初めて受審する場合、または、現認定級位に関係なく自分の希望する「級位」の受審をしてもよい。ただし、飛び越した級位の種目は、その受審時、その場で認定表に定める回数を全て合格しなければならない。
- ③ 各級位の受審種目は、必ず、受審級位の番号の低い種目から始めること。(例：六級受審の場合は、No.3からNo.4、No.5の順に審査を進める)
- ④ 十級～二級の可否の判定は、受審する級位の種目(No.1～No.10の種目)につき最大10回までの試技を行い、表の回数成功した場合「合格」とする。一級については、規定の技(No.8,9,10)に加えてNo.11「もしかめ」の試技(2回挑戦できる)を行い、表に定めた回数を成功した場合「合格」とする。なお、No.1～No.10の種目について、10回試技を行う前に規定した回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- ⑤ No.11の「もしかめ」は、一級では1分間135回以上の速さで行うこと。(試技は2回までしかできない)
- ⑥ 「もしかめ」は、一級受審の必須種目とする。なお、六級から二級までの表示回数は必須とはしないが、指導上取り入れることができる。その場合「もしかめ」の速さは特に定めない。
- ⑦ 「もしかめ」の回数は、受審前に認定されている記録(認定指導員に登録した記録等)があれば、改めて受審する必要はない。
- ⑧ 種目(技)の解説については別に定める。

昭和54年 制定
平成19年 5月13日 改正

■ 準初段認定表 ■

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9
種目	とめけん	飛行機	ふりけん	県一周	日本一周	世界一周	灯台	けん先すべり	もしかめ (回)
準初段	5	5	5	4	4	3	2	1	100

「準初段受審解説」

- ① 準初段の審査を受けるときは、「協会認定競技用けん玉」を使用すること。試技の種目により、使用けん玉(同上)を使い分けることは認める。
- ② 受審種目は、必ず、番号の低い種目から始めること。(No.1からNo.2、No.3…の順に審査を進める)
- ③ 可否の判定は、各種目(No.1～No.8の種目)につき最大10回までの試技を行い、表の回数成功し、かつNo.9「もしかめ」の試技(1回挑戦できる)を行い、表に定めた回数を成功した場合「合格」とする。なお、No.1～No.8の種目について、10回試技を行う前に表に規定した回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- ④ No.9の「もしかめ」は、1分間135回以上の速さで行うこと。(試技は1回とする)
- ⑤ 「もしかめ」の回数は、受審前に認定されている記録(認定指導員に登録した記録等)があれば、改めて受審する必要はない。
- ⑥ 種目(技)の解説については別に定める。

平成 3年 制定
平成19年 5月13日 改正